

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、監査等委員会制度を採用しており、社外監査役を含む監査等委員会が取締役会の意思決定及び業務執行の状況に監査を実施する体制としております。

当社では、企業を取り巻く関係者の利害関係を調整しつつ株主利益を尊重し、企業の信頼性の維持並びに企業価値を高める事を経営の責務と考えております。

経営執行の過程において取締役会は持つべき合議機能、迅速なる経営判断、企業倫理の追及並びに会社情報の適時開示に対応する事を基本行動指針といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
リーバイ・ストラウス・アンド・カンパニー(常任代理人みずほ信託銀行株式会社)	24,202,200	83.59
株式会社SBI証券	172,000	0.59
カイハラ産業株式会社	151,000	0.52
今 秀信	150,000	0.51
日本生命保険相互会社	110,000	0.37
日清紡ホールディングス株式会社	110,000	0.37
楽天証券株式会社	71,000	0.24
神野 宏一	61,000	0.21
滝澤 英之	55,000	0.18
南出 和義	51,000	0.17

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

リーバイ・ストラウス・アンド・カンパニー (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	11 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社は米国に拠点を置いております。そして当社はそのグループのひとつであります。双方はそれぞれの会計基準を遵守し会計

処理を行うとともに意志決定、事業計画の策定及び投資計画については当社独自の意思により実施することを基本としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社の企業グループと密接な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、品質規格等について議決権保有による一定の影響を受けるものの、主たる事業の目的である商品の販売に関しては独自の経営判断を妨げるほどのものではなく一定の独立性が確保されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
毛塚 邦治	公認会計士											○
小澤 元秀	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
毛塚 邦治	○	○	——	公認会計士並びに税理士として高度な専門知識を当社の監査に反映し、当社と過去に一切の取引関係もなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を確保しており、独立役員として指定しております。
小澤 元秀	○		——	公認会計士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映するため、社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役	なし				

役及び使用人の有無

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会設置会社として、経営の意思決定機能と業務役員による職務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員である取締役3名中の2名を社外取締役とすることで、外部からの客観的、中立的な経営監視が機能する体制としております。

社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づき、客観的な視点から経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。また、客観的な立場から取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。当社は、外部からの視点を導入し、経営の透明性及び質を高める役割と職務執行の監督を強化する機能を担うため、監査等委員として監査・監督にあたって頂けると考えております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人と年度監査計画を協議し、定期的に監査報告を受け、緊密に連携しつつ監査を実施しております。

当社は、コンプライアンス室(内部監査室と同等な業務)を設置しており、業務監査を行っております。同コンプライアンス室は監査等委員会と連携して業務を行い、お互いが報告を共有し、問題解決を行える体制になっております。

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績達成賞与システムを導入しております。
売上高、EBIT並びに運転資本により評価されます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年11月期に支給された取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役(監査等委員を除く)1名 71百万円

取締役(監査等委員)2名 4百万円

(注)

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年2月24日開催の第34回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員を除く)6名及び取締役(監査等委員)1名には報酬を支払っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

役員の報酬限度額については株主総会において決議しており、各取締役の報酬については、業務の内容に基づき決定されます。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は取締役会に出席し、経営に関する重要事項等の決定や業績の進捗状況の報告を受け、意思の疎通や積極的に討議に参加できる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行:定期的に代表取締役を含む部門長会(SMT)が開催され業務執行状況等が話し合われます。なお、監査等委員も同会議に出席することができます。同会議で役員会の承認が必要なものについては、定例役員会及び臨時役員会で決議承認されます。

取締役会(役員会):定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

監査等委員会:定例監査等委員会及び必要に応じ臨時監査等委員会を開催しております。

監査基準:監査等委員会監査等基準により実施致します。

会計監査人:PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は2名、他補助者として公認会計士6名、会計士試験合格者等2名、その他11名で構成されております。継続監査年数は7年を限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会制度を採用しており、社外取締役を含む監査等委員会が取締役会の意思決定及び業務執行の状況にき監査を実施する体制としており、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示書類並びに有価証券報告書等をはじめ主要な財務諸表の推移をグラフにして掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	従業員ハンドブックならびに当社のホームページに規定が記されております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	弊社は、環境に対する方針を共に実行でき、弊社が掲げる環境に対する哲学と基本原則に則してビジネスを行うパートナーとのみ事業を行うことを徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社員が不当な行為や扱いを受けた場合、第三者機関に情報提供出来るシステムがあります。米国内に設置されており、日本語による対応が可能となっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的考え方

当社では、企業を取り巻く関係者の利害関係を調整しつつ株主利益を尊重し、企業の信頼性の維持並びに企業価値を高める事を経営の責務と考えております。

経営執行の過程において取締役会は持つべき議決機能、迅速なる経営判断、企業倫理の追及並びに会社情報の適時開示に対応する事を基本行動指針と致します。また監査等委員は、監査機能あるいは社内組織の牽制機能並びにリスク管理体制の改善等を図り、コーポレート・ガバナンスの充実並びに強化に取組んでいく方針であります。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

取締役会は、取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役3名で構成され、経営上の最高意思決定機関として、重要事項の審議及び決定を行っております。また、毎月実施される各部門長（SMT）による会議体等により、現状の把握、問題点の確認等業務執行状況を監督するとともに、業務執行に関する意思決定の迅速化と効率化を図っております。

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は3名（うち社外取締役2名）で構成され、各監査等委員は監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、業務や財産の状況の調査等及びその他の必要と認めて実施する手続を通して、取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査等委員会は会計監査人と年度監査計画を協議し、定期的に監査結果の報告を受け、緊密に連携しつつ監査を実施しております。

当社は、顧問弁護士並びに各種専門家から法務、税務に関する指導、助言を受けコンプライアンスの確保を図っております。

(2)内部統制システムの整備の状況

当社は、監査等委員会制度を採用しており、社外取締役を含む監査等委員会が取締役会の意思決定及び業務執行の状況にき監査を実施する体制としております。

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項各号及び第3項各号に定める体制の整備の基本方針を次のとおり決議しております。当該基本方針の下、社内規定等の制定・運用を通じ、内部統制システムの充実を図っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を継続するにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠と判断し、企業の取締役及び従業員が法令遵守はもとより、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求めています。

当社の取締役は、この実践のため企業理念、倫理規定及びリーバイ・ストラウス・アンド・カンパニーグループの価値基準「コア・バリュー（エンパシー、オリジナリティ、インテグリティ、カレッジ）」に従い、企業倫理の遵守及び浸透を率先して行います。

当社は会社組織を構築するに当たり、公正で透明な企業環境を構築することが重要であると認識しております。

上記の目的を達成するため、企業理念及び企業倫理に関する教育研修の機会を従業員に提供します。また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外相談窓口を設置し、通報者の保護と効果的な内部通報制度を運用しております。

当社においては、適正な財務報告を達成する目的のため、コンプライアンス担当部門が中心となり、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の有効性評価を行なっております。この評価プロセスにおいて認識された内部統制の不備は遅滞なく是正措置が取られます。財務報告に関わる内部統制の評価結果は、最高責任者である社長に報告されます。

また、業務監査の目的のために、当社の親会社であるリーバイ・ストラウス・アンド・カンパニーグループのグローバル内部監査チームによる内部監査が実施されます。この内部監査は定期的に、業務が有効かつ効率的に実施されているか、関係法令、規則並びに社内諸規程に準拠して適正、妥当かつ合理的に行われているか、についての調査・検証をしております。被監査部門は重要な指摘事項に対して適時に是正措置をとります。グローバル内部監査チームは監査結果をリーバイ・ストラウス・アンド・カンパニーのオーディット・コミッティーに報告いたします。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役会及びSMTが定期的に会社の重要課題を協議するSMT会議をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役及びSMTが職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役並びにSMTの職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書取扱規程に基づき、定められた期間保存しております。

また法務担当マネージャーは、これら情報の保存及び管理が適切に実施されることを確保するため取締役を補佐するものとします。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス担当部門は、主要な業務フローを理解し、リスクの発生可能な所在を確認しそのリスクを最小限にすべく適切な対応策を準備することにより、損失の危険を最小限にすべく対応を行います。

また、市場、制度、法律、組織等の変化に対応しコンプライアンス担当部門は各部署に対し適切な教育並びにアドバイスとモニタリングを行っております。

重要度の高い売掛金と信管理については、与信管理マネージャーが取引先の特性並びに財務内容等を把握し健全な取引が遂行できるよう管理しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

市場・環境の変化に対応した会社全体の将来のビジョンと目標を定めるため、中期事業計画及び単年度の事業計画を策定しております。事業計画を達成するために、取締役並びにSMTの職務権限と担当業務を明確にし、各業務に対しマイルストーンを設け、職務の執行のモニタリング及び効率化を図っております。

取締役会の意思決定の妥当性と独立性は監査等委員会の監査を受けております。

e. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社からの独立性を確保するとともに関係法規や当社の親会社が規定し当社を含む企業集団に適用している「ワールド・ワイド・ビジネス行動規範」に従って事業活動が適正に行われるように全社員を対象に当規範の教育を徹底しています。また、遵守状況の確認体制及び諸法規や当規範等に違反の疑いがある場合のための通報制度を設けております。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の下に監査等委員会を補助すべき従業員を設置いたします。同従業員は監査等委員会との連携により監査等委員会の職務を補助する体制になっております。

g. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査等委員に報告を行い、了承を得ることによりしております。

h. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会は、取締役会のほか、SMT会議及び重要な会議に出席し、報告を適切に受けることが出来る体制としております。

代表取締役及び取締役は、以下に定める事項について、発見次第、監査等委員会に対し報告を行ないます。

1) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

2) 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

3) 行動基準、倫理規定への違反で重大なもの

内部通報制度による情報は、社長へ報告すると同時に監査等委員会へ報告される体制になっております。

また、監査等委員会へ報告した者が、当該報告をした理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底を図っております。

i. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合をもっております。

また、コンプライアンス担当部門は監査等委員会との密接な連携を保つよう規定されており、監査等委員会の監査の実効性確保を図っております。

監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なと認められる場合を除き、会社がこれを負担しております。

(3)会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査についてPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社の会計監査業務を執行した業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

(4)社外取締役との関係

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役(監査等委員)毛塚邦治氏は公認会計士並びに税理士であります。公認会計士並びに税理士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映することを目的として選任しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。また、同氏は、毛塚会計事務所の代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役(監査等委員)小澤元秀氏は公認会計士であります。公認会計士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映することを目的として選任しております。また、同氏は、三井倉庫ホールディング株式会社及び日本水産株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当社との間には特別の関係はありません。

なお、社外取締役2名と当社の間には、上記以外に特別の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員である。)は取締役会に出席し、経営に関する重要事項等の決定や業績の進捗状況に関する報告を受け、意志の疎通や積極的に討議に参加できる体制となっております。

当社の監査等委員会は過半数が社外取締役で構成されていること、および1名を東京証券取引所が求める独立役員として選任していることから、取締役の業務執行に対する監視の役割が備わっているものと認識しております。

なお、当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針はありませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

3.リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、「2.会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等」で述べたコンプライアンス体制のもと会計及び業務監査を通じて潜在的なリスクを洗い出し、そのリスクに対する改善策を提案し改善計画書を作成し管理の強化並びにリスクを最小限に抑えるべく実施しております。また重要な取引先及びサプライヤーの財務内容や業務内容の検証等も実施し、取引の健全性並びにリスク評価を行っております。

監査等委員会は、会社の重要な会議に出席し又取締役からの報告を受け、業務執行の適法性並びに取締役の職務遂行の監査を行っております。

4.責任限定契約の概要

当社は、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金400万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、賠償の責めに任ずる旨の契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、現時点では取締役との間では責任限定契約を締結しておりません。

5.取締役の定数当社は、取締役を17名以内とする旨を定款に定めております。

6.取締役の選任

取締役監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任しております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

7.中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

8.取締役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

9.株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

(2)整備状況

a. 対応総括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応総括部署: 人事統括部

不当要求防止責任者: 人事統括部長

b. 外部の専門機関との連携状況

緊急時における警察への通報、顧問弁護士等への相談を機動的に行なえるように専門機関と緊密に連携し対応できる体制を構築しております。

c. 反社会勢力に関する情報の収集・管理状況

人事統括部に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としています。

d. 対応マニュアルの整備状況

当社倫理規定に反社会的勢力との基本姿勢について定めております。

e. 研修活動の実施状況

社内研修時に適時コンプライアンス研修を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

